

フューチャー商業集積地区計画

富山高岡広域都市計画地区計画の決定（婦中町決定）

都市計画フューチャー商業集積地区地区計画を次のように決定する。

名 称	フューチャー商業集積地区
位 置	婦中町下坂倉、下轡田、速星及び宮ヶ島の各一部
面 積	約 17. 0 ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>地区計画の目標</p> <p>当地区は、婦中町の「中心市街地拠点の複合商業集積ゾーン」に位置づけられており、広域的幹線道路である国道359号が地区の南側を通過している。</p> <p>国道359号に接するAゾーン及びBゾーンには、大規模なショッピングセンターを中心にアミューズメント機能も付加した複合商業施設の立地が進んでいる。</p> <p>一方、地区の北側に位置するCゾーンには、自動車修理工場等が立地しており、また、その隣接するDゾーンには、既存集落の再整備も含め住宅が計画されている。</p> <p>当地区計画は、市街化を計画的にコントロールするとともに、婦中町の中心市街地にふさわしいにぎわいの創出、土地利用の純化や良好な住環境の形成を図ることを目標とする。</p> <p>土地利用の方針</p> <p>Aゾーン及びBゾーンは、複合商業施設が整備されることなどを踏まえ、地域住民や施設利用者の利便性の向上及び善良なる風俗の維持に資するよう、適正かつ合理的な土地利用の規制・誘導を図る。</p> <p>Cゾーンは、公害の少ない環境の維持を図る。</p> <p>Dゾーンは、低層住宅を中心とした市街地が形成されるよう、計画的な土地利用の誘導を図る。</p> <p>地区施設の整備方針</p> <p>当地区における道路や公園などの地区施設は、用地造成事業により整備を行う。</p> <p>建築物等の整備の方針</p> <p>Aゾーン及びBゾーンは、町の中心市街地にふさわしいまちづくりを図るために、用途制限とともに、壁面線を定めることにより、歩道と一体的な歩行者空間の確保を誘導する。</p> <p>Cゾーンは、周辺環境や景観に配慮した低層の作業場等としての建物の形態制限等を行う。</p> <p>Dゾーンは、ゆとりのある主に一戸建て住宅による街並みの形成を図るために、用途制限と形態規制を行う。</p>

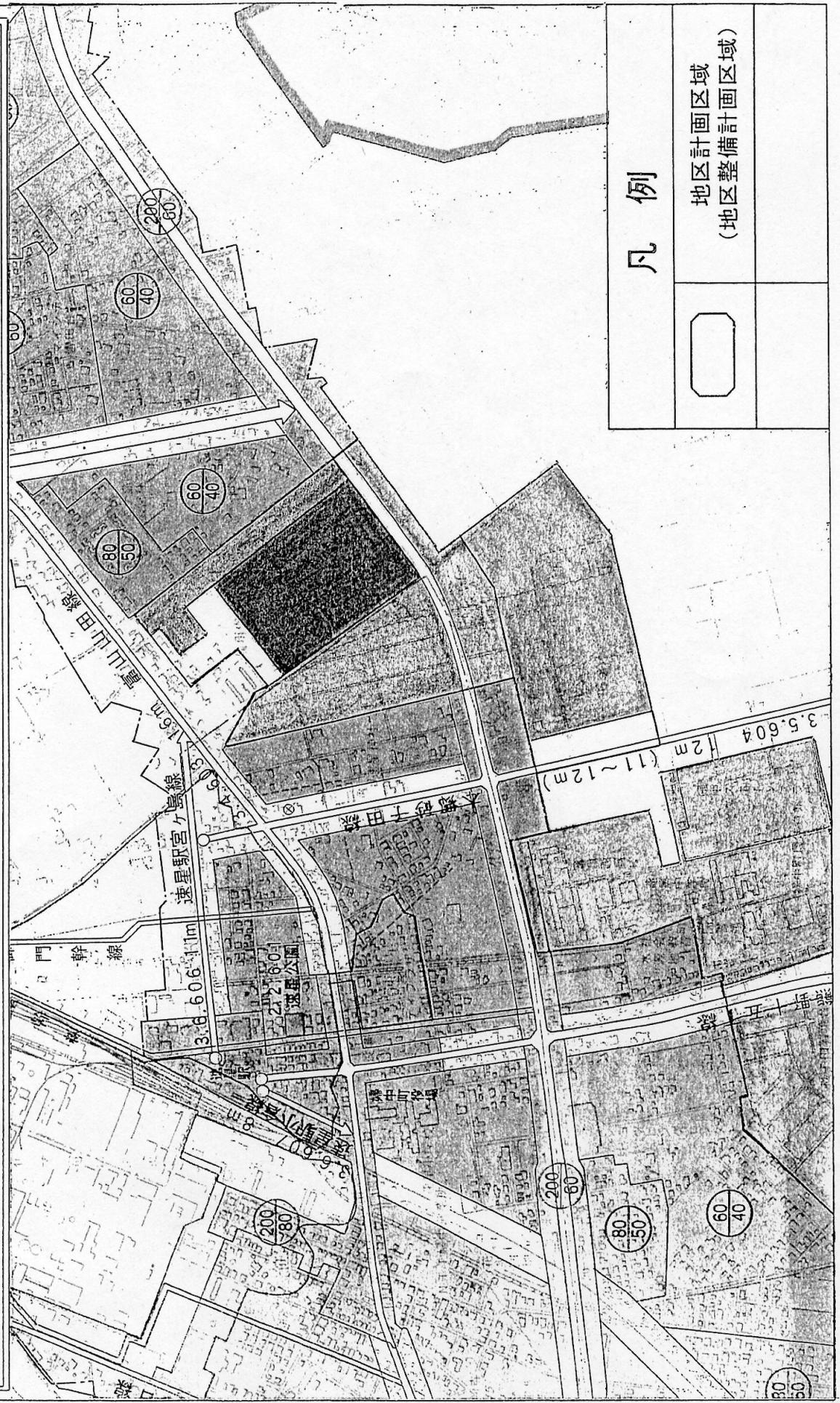
地区整備計画

地区施設の配置及び規模		道路	名 称	幅 員	延 長		摘要		
			町 道	1 6 m	9 8 0 m				
		公 園	名 称	面 積					
			1号公園	7 1 8 m ²					
			2号公園	3, 7 9 2 m ²					
建築物等に関する事項	地区の区分	名 称	Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン	Dゾーン			
		面 積	約 6. 6 ha	約 7. 8 ha	約 1. 2 ha	約 1. 4 ha			
	建築物の用途の制限		次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)建築基準法別表第二第(ち)欄第3号に掲げるキャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの。 (2)同第4号に掲げる個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの。 (3)同第(ほ)欄第二号に掲げるマージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの。	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)建築基準法別表第二第(ほ)欄第二号に掲げるマージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの。	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1)建築基準法別表第二(い)欄第一号及び第三号から第十号に掲げるもの。 (2)同法施行令第130条の3各号に掲げる用途を兼ねる住宅で、延べ面積の2分の1以上を住居の用に供するもの。				
	建築物の壁面の位置の制限		建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は高さ2mを越える門若しくは高いの面は、道路境界線及び隣地境界線より1.0m以上（住宅付属建築物は0.5m以上）後退しなければならない。						
	建築物の高さの最高限度		—		1 0 m以下				

富山

高岡広域都市計画区域 フューチャー商業集積地区計画 総括図

縮尺：1/10,000

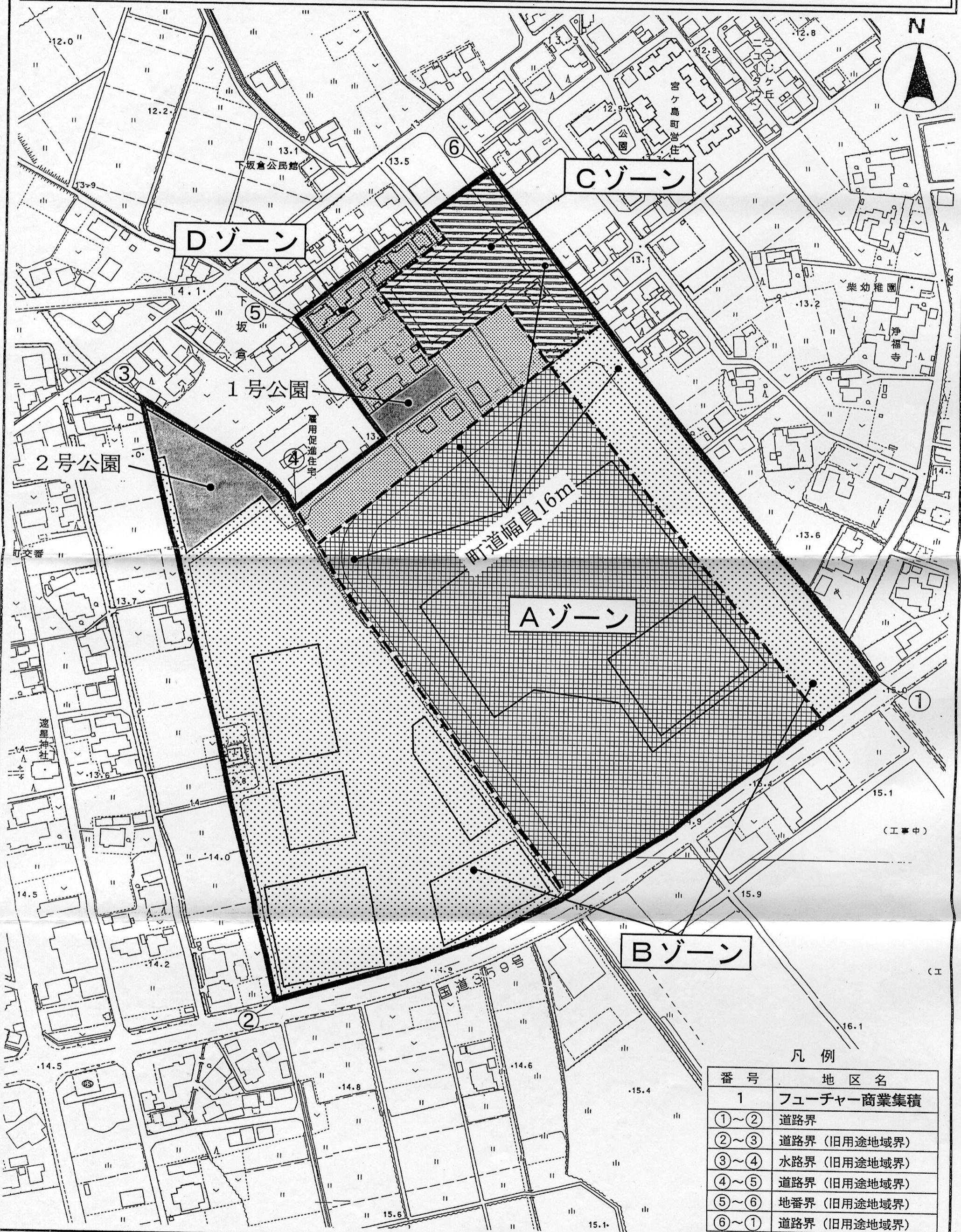


凡 例

地区計画区域
(地区整備計画区域)

フューチャー商業集積地区地区計画 計画図

縮尺：1/2,500



凡例

番号	地区名
1	フューチャー商業集積
①～②	道路界
②～③	道路界（旧用途地域界）
③～④	水路界（旧用途地域界）
④～⑤	道路界（旧用途地域界）
⑤～⑥	地番界（旧用途地域界）
⑥～①	道路界（旧用途地域界）